

議案第 39 号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 5 月 29 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第33条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第35条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第37条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次

項及び第5項において同じ。) 」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「なった場合においては」を「なった場合には」に、「においては、その」を「にはその」に、「ない場合においては」を「ない場合には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第75条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分

の1とする。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第75条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の2及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東郷町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき東郷町税条例第35条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第27項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課

すべき令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 町民税関係

ア 森林環境税の徴収方法等について定めること。（第33条の9、第37条、第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6関係）

イ 給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合の記載方法について定めること。（第35条の3の2関係）

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長すること。（附則第8条関係）

(2) 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対する固定資産税の課税標準の特例措置の割合を3分の1とすること。（附則第10条の2関係）

(3) 軽自動車税関係

ア 特定小型原動機付自転車の種別割の税率を定めること。（第75条関係）

イ 自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき加算割合を100分の35に改めること。（附則第15条の2及び附則第16条の2関係）

(4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行すること。ただし、次に掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行すること。

ア 2(3)アの規定 令和5年7月1日

イ 2(1)ア及び2(3)イの規定 令和6年1月1日

ウ 2(1)イの規定 令和7年1月1日

(2) 2(1)イの規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する申告書について適用すること。

- (3) 2(2)の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課す令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用すること。
- (4) 2(3)ア及びイ（附則第16条の2の規定に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用すること。
- (5) 2(3)イ（附則第15条の2の規定に限る。）の規定は、施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用すること。